

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

クロロホルムほか9物質を取扱う時には、健康診断・作業環境測定記録の保存を延長し、作業記録を作成する必要があります。

＜クロロホルムほか9物質とは＞

今回の改正で、特定化学物質の第2類物質で、かつ、特別管理物質となった発がんのおそれがある以下の10物質です。

- ①クロロホルム ②四塩化炭素 ③1,4-ジオキサン
- ④1,2-ジクロロエタン ⑤ジクロロメタン ⑥スチレン
- ⑦1,1,2,2-テトラクロロエタン ⑧テトラクロロエチレン
- ⑨トリクロロエチレン ⑩メチルイソブチルケトン

平成26年11月1日から義務化された措置例

- (1) 作業記録の作成(特化則第38条の4)
- (2) 記録の保存の延長
(特化則第36条、36条の2、38条の4、40条)
- (3) 有害性等の表示(特化則第38条の3、有機則第24条)
※これにより、特化則・有機則両方に規定された内容の掲示が必要です。

局所排気装置の設置・届出・定期自主検査ならびに
作業環境測定についてのお問い合わせは下記担当者まで

対策エンジニア	尾崎克年、渡邊大輔(局排の設置・届出・検査)
作業環境課	中西正彦、青柳容子(作業環境測定)
営業部	望月久彰

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 平成26年11月1日から義務化された措置例

(1) 作業記録の作成(特化則第38条の4)

常時作業に従事する労働者について **1カ月以内ごと** に次の事項の **記録が必要** です。

- ①労働者の氏名
- ②従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- ③特別管理物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

作業記録例

例1 事業場ごとに月別で作成したもの

作業記録(月別)

〇〇工業株式会社〇〇工場 平成 年 月分

労働者の氏名	従事した作業の概要	当該作業に従事した期間	特別管理物質により著しく汚染される事態の有無	著しく汚染される事態がある場合、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
〇〇 〇〇	作業内容: 金属部品の自動洗浄作業 作業時間: 1日当たり〇時間 取扱温度: 25℃(洗浄槽内40℃) 洗浄剤の消費量: 1日当たり〇リットル 洗浄剤の成分: ジクロロメタン100%含有 換気状況: 密閉設備 保護具: ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	〇月〇日~〇月〇日	有り 〇月〇日 午前〇時〇分頃	洗浄作業場で洗浄剤をタンクに補充中、左足に約2リットルかかる。水洗後医師への受診
●● ●●	作業内容: 金属部品の手吹塗装作業 作業時間: 1日当たり〇時間 取扱温度: 25℃ 塗料の消費量: 1日当たり〇リットル 塗料の成分: メチルイソブチルケトン10%含有 換気状況: 局所排気装置(排気量〇m ³ /分) 保護具: ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	〇月〇日~〇月〇日	無し	

例2 事業場ごとに作業員別で作成したもの

作業記録(作業員別)

〇〇工業株式会社〇〇工場 労働者の氏名 〇〇 〇〇
平成 年 月 日~平成 年 月 日分

作業年月日	従事した作業の概要	特別管理物質により著しく汚染される事態の有無	著しく汚染される事態がある場合、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
〇月〇日	作業内容: 金属部品の自動洗浄作業 作業時間: 1日当たり〇時間 取扱温度: 25℃(洗浄槽内40℃) 洗浄剤の消費量: 1日当たり〇リットル 洗浄剤の成分: ジクロロメタン100%含有 換気状況: 密閉設備 保護具: ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	有り 〇月〇日 午前〇時〇分頃	洗浄作業場で洗浄剤をタンクに補充中、左足に約2リットルかかる。水洗後医師への受診
〇月〇日	同上	無し	—
〇月〇日	同上	無し	—
〇月〇日	作業内容: 金属部品の手吹塗装作業 作業時間: 1日当たり〇時間 取扱温度: 25℃ 塗料の消費量: 1日当たり〇リットル 塗料の成分: メチルイソブチルケトン10%含有 換気状況: 局所排気装置(排気量〇m ³ /分) 保護具: ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	無し	—

(2) 記録の保存の延長(特化則第36条、36条の2、38条の4、40条)

有害性(発がん性)の遅発性の影響を踏まえ、次の書類の30年間の保存が必要です。
 なお、記録の保存は、書面の保存に代えて電磁的記録による保存が可能です。

- ①健康診断個人票
- ②作業環境測定記録
- ③作業環境測定の評価記録
- ④作業記録

(3) 有害性等の表示(特化則第38条の3、有機則第24条)

作業に従事する労働者が見やすい箇所に、次の事項の掲示が必要です。

1) 特化則

- ①名称
- ②人体に及ぼす作用
- ③取扱上の注意事項
- ④使用保護具
- ⑤応急措置

スチレン C ₆ H ₆			
応急措置	保護具	取扱上の注意事項	人体に及ぼす作用
①吸入した場合 ②皮膚に付着した場合 ③目に入った場合 ④誤食した場合 ⑤その他	①作業時 ②作業終了後 ③作業場内 ④作業場外 ⑤その他	①作業時 ②作業終了後 ③作業場内 ④作業場外 ⑤その他	①急性中毒 ②慢性中毒 ③発がん性 ④その他

2) 有機則

- ①人体に及ぼす影響
- ②取扱上の注意
- ③中毒が発生した時の応急措置

<p>有機溶剤等使用の注意事項</p> <p>一 有機溶剤の人体に及ぼす作用 主な症状 (1)頭痛 (2)けん怠感 (3)めまい (4)貧血 (5)肝臓障害</p> <p>二 有機溶剤等の取扱上の注意事項 (1)有機溶剤を入れた容器で使用 中でないものには、必ずふた をすること。 (2)当日の作業に直接必要のある 量以外の有機溶剤等を作業場 内へ持ち込まないこと。 (3)できるだけ風上で作業を行い、 有機溶剤の蒸気の吸入をさけ ること。 (4)できるだけ有機溶剤等を皮膚 にふれないようにすること。</p> <p>三 有機溶剤による中毒が 発生したときの応急処置 (1)中毒にかかった者を直ちに通 風のよい場所に移し、速やかに 衛生管理者その他の衛生管 理を担当する者に連絡するこ と。 (2)中毒にかかった者を横向きに 寝かせ、できるだけ気道を確 保した状態で身体の保温に努 めること。 (3)中毒にかかった者が意識を失 っている場合は、消防機関へ の通報を行うこと。 (4)中毒にかかった者の呼吸が止 まった場合や正常でない場合 は、速やかに仰向きにして心 肺蘇生を行うこと。</p>

<表示上の注意点>

今回、特化則で定められた上記有害性等の表示に加え、有機則に規定された内容も同時に掲示する必要があります。

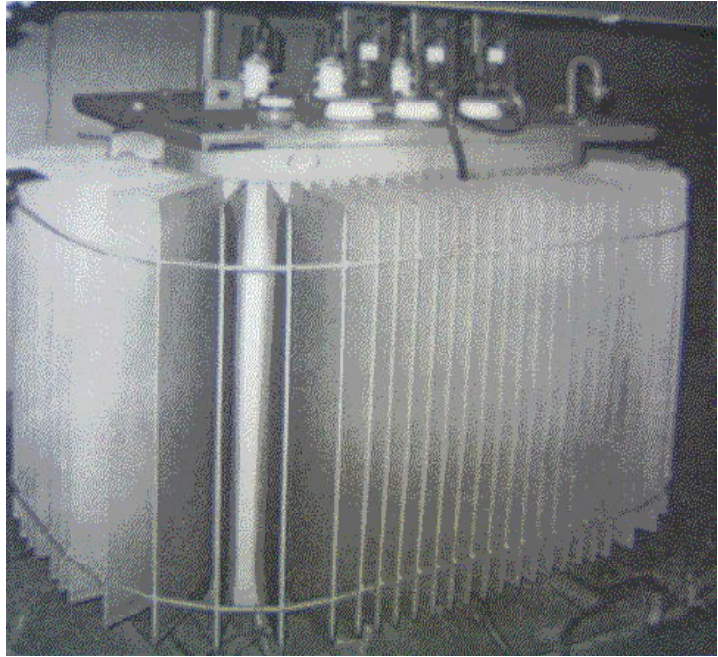
RIKKA TOPICS

PCB分析のご案内

PCB廃棄物とは、機器等に使用された廃PCB油、不用のPCB使用トランス・コンデンサ・リアクトル、PCBを含む絶縁油・熱媒体等、その他PCBに汚染された廃棄物等でトランスやコンデンサの場合、絶縁油中のPCBの含有量が0.5mg/kgを超えるものはPCB廃棄物に該当します。

廃棄する際には封入されている絶縁油の分析を行いPCB混入の有無を確認する必要があります。

PCB廃棄物を保管する事業者は、PCB特措法が施行された日から15年の期間内(平成28年7月まで)に、PCB廃棄物の処分を自ら行うか、又は他に委託しなければなりません。



試料採取・分析

- 1) 分析のための試料採取、運搬は廃棄物処理法及びPCB特別措置法の適用を受けませんが、試料の採取は分析に必要な最小限の量とし、分析後に残った試料は、お客様(ご依頼先)に返却することになっています。
- 2) 分析に必要な試料は少量(1g程度)です。お客様(ご依頼先)が試料採取を行えるように専用の採取容器、採取器具の用意があります。
また、弊社は試料採取も行っておりますので、お気軽にご相談ください。
- 3) 分析方法 ガスクロマトグラフ(ECD)法
「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル2.1.1」
平成22年1月25日環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
- 4) 定量下限値 0.15mg/kg

PCB分析についてのお問い合わせは下記担当者まで
環境分析部 加藤雅士・城所 亨 または 営業部 望月久彰
立華株式会社 本社 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654